皆さん、こんにちは。「5分でわかる事業承継」を始めます。この動画では、特例承継計画の概要 とメリットについてご紹介します。

経営承継円滑化法の特例措置を使うためには、事前に特例承継計画を都道府県に提出し確認を受ける必要があります。この特例承継計画の提出締め切りが、令和6年3月末に迫っています。特例措置は、中小企業の事業承継を更に後押しするために国が用意した10年間の期限付き制度です。事業承継税制の内容が大幅に拡充されます。一定の要件を満たすことで、後継者が取得した自社株式に係る相続税や贈与税について100%猶予されるという制度です。

計画の確認を受けてない場合は特例措置が適用されません。また、特例承継計画の確認を受けた場合でも、結果的に特例措置を適用しないとしても、特に問題はありません。そのため、活用する可能性が少しでもある場合は、早めに特例承継計画を作成して提出しておくことをお薦めします。

法人版事業承継税制の一般措置と特例措置を比較した表です。 それでは、ひとつひとつご紹介します。

まずは、相続・贈与税の納税猶予および免除対象となる株数について、特例措置では全株式が対象になります。一般措置の最大3分の2までと比較すると、全株式が対象になるため、税負担を軽くし、より円滑な事業承継に繋げることができる有利な条件となっています。

次に、株式にかかる贈与税や相続税の納税を猶予できる割合が、一般措置は相続の場合は80%であることに対して、特別措置を適用すると100%までに引き上げられます。つまりは贈与税や相続税の全額を猶予できることになります。

承継パターンについても、納税猶予が認められる後継者は、一般では一人のみですが、特例措置は、最大3人までの後継者がみとめられます。後継者が複数いる場合など、会社の承継のご事情にあわせて柔軟に対応できるというメリットがあります。

また、事業承継税制において、承継してから5年間は平均8割の雇用維持が必要で、満たされない場合は納税猶予が認められなくなり、納税しなければならなくなります。特例措置が適用される場合はこの条件が弾力化され、認定経営革新等支援機関の意見を付した理由書が認められれば、納税猶予を継続することができます。

さらに、これらの事業承継税制の制度面におけるメリットに加え、計画を作成することによって プラスの効果もあります!

① 特例承継計画を作成することが経営計画を作ることにつながります。会社の課題を洗い出し、どのように対応するのかを計画に記載するため、会社の経営計画を考えることにつながります。

- ② 特例承継計画を作ることが事業承継を進める第一歩になります。 事業承継では肩書を譲ったけれど、株式は先代社長が保有しているというケースが多くありますが、計画を作ることで株式を後継者に譲るためのスケジュールを考えられるのです。
- ③ 後継者が経営革新を考えるきっかけになる 特例承継計画は、後継者が株式を受けとった後5年間の経営計画を描くため、会社をより良 くするための革新計画を策定できます。
- ④ 補助金の獲得につながる可能性が高まる 中小企業向けの補助金は数多くありますが、事業承継をすることで加点になるものもあり、 また計画策定自体が補助金申請で必要となる事業計画の構想づくりに役立ちます。

特例承継計画の作成は難しい?と思われる方もいらっしゃると思います。計画の構造はシンプルですが、株式を後継者に渡す前と、渡した後に分けて、経営計画を考える必要があります。 川崎市では、中小企業診断士や税理士などの事業承継支援の専門家を派遣して、特例承継計画の 策定に関する支援を行っています。

川崎市の専門家派遣制度を活用して、特例承継計画の策定など、事業承継に関する支援をぜひご 活用ください。1 社につき 3 回まで無料で相談することができます。オンラインでのご相談も受 付けております。

お問い合わせは、経済労働局経営支援課まで。